相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡川島町大字下小見野一〇四九番地、最後の住所埼玉県比企郡川島町大字伊草一〇番地　被相続人　亡　天宮　正二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一弁護士法人川越法律事務所　相続財産清算人　弁護士　西里　壮史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市山田九八七番地、最後の住所千葉県南房総市山田九八七番地　被相続人　亡　秋葉　正良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

千葉県千葉市中央区本千葉町一番一号　日土地千葉中央ビル五階　コンパサーレ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　濟木　昭宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市大字流山三六八番地、最後の住所東京都葛飾区堀切二丁目六六番一九号メゾンデューク菖蒲園二〇三号　被相続人　亡　増田　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

東京都千代田区大手町一丁目七番二号東京サンケイビル一八階梶谷綜合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　上田　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区富士見一丁目一六番地三、最後の住所東京都町田市南成瀬一丁目一番地六ドラゴンマンション成瀬壱番館二〇二　被相続人　亡　村田　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三七番七号テミスビル一階　吉祥寺市民法律事務所　相続財産清算人　弁護士　緒方　瑛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市元本郷町一丁目二〇六番地、最後の住所神奈川県相模原市南区若松五丁目二〇番二三号ソーシャルインクルーホーム相模原若松　被相続人　亡　加藤はるみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号四階　サガミ総合法律事務所　相続財産清算人　弁護士　安部　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県大沼郡金山町大字玉梨字居平六〇五番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区今井町四八八番地一　五〇九号　被相続人　亡　五ノ井雅喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

神奈川県横浜市中区元町五―一九六―一三ウィーズ元町ビル七階　相続財産清算人　弁護士　庄司　宗弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区白妙町一丁目一番地、最後の住所横浜市瀬谷区瀬谷四丁目四一番地九仲沢ハイツ二〇一　被相続人　亡　杉浦　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

神奈川県横浜市中区元町五―一九六―一三ウィーズ元町ビル七階　相続財産清算人　弁護士　庄司　宗弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区豊岡町八番、最後の住所横浜市鶴見区本町通二丁目七〇番地六ベルメゾン一〇五　被相続人　亡　南澤　圭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

神奈川県横浜市中区尾上町三丁目三五番地　ＬＩＳＴ　ＥＡＳＴ　ＢＬＤ．五階　相続財産清算人　弁護士　村松　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川二七一五番地一、最後の住所静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川二七一五番地の一　被相続人　亡　熊谷岳代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

静岡県浜松市中央区池町二二一番地五　大石康智法律事務所　相続財産清算人　弁護士　大石　康智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市上長瀬二一四三番地、最後の住所三重県名張市上長瀬二二一六番地一　被相続人　亡　福永　都子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

三重県津市西丸之内三五番一二号　坪井・中西法律事務所　相続財産清算人　弁護士　若林　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市秋葉台七二五番地一、最後の住所滋賀県大津市秋葉台二六番三五号　被相続人　亡　濵田　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月五日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

滋賀県大津市京町三丁目四番一二号　アーバン２１　五階　滋賀第一法律事務所　相続財産清算人　弁護士　永芳　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市秋葉台七二五番地一、最後の住所滋賀県大津市秋葉台二六番三五号　被相続人　亡　濵田トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月五日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

滋賀県大津市京町三丁目四番一二号　アーバン２１　五階　滋賀第一法律事務所　相続財産清算人　弁護士　永芳　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区南船場二丁目六一番地、最後の住所大阪府大阪市西区九条南三丁目二〇番六号　健勝園九条　被相続人　亡　近藤　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

大阪府大阪市西区江戸堀一丁目八番一七号　イーエム肥後橋八階　相続財産清算人　弁護士　山内　邦昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市三島一丁目二五二番地二三、最後の住所大阪府東大阪市六万寺町三丁目二番三二号有料老人ホームわかくさ瓢箪山　被相続人　亡　浅野　徳惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月四日

大阪市北区梅田三丁目一番三号　ノースゲートビル一四階　相続財産清算人　弁護士　田村　由起